

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年7月7日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

Ⅱの2の(3)中「職業能力開発局長」を「人材開発統括官」に改める。

附 則

この基本方針の改正は、平成29年7月11日から適用するものとする。